3　2の規定にかかわらず、第二十六条及び第二十七条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

4　千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書（以下「旧条約」という。）は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とアゼルバイジャンとの間において適用されなくなる。

5　この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であっていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6　旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に日本国とアゼルバイジャンとの間において終了する。

第三十一条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して書面による終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　アゼルバイジャンにおいては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に取得される所得

(ii)　その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(b)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十二年十二月二十七日にバクーで、ひとしく正文である日本語、アゼルバイジャン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　和田純一
アゼルバイジャン共和国のために
　Mジャバロフ

総務大臣　松本　剛明
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN
JAPAN AND THE REPUBLIC OF AZERBAIJAN
FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME
AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

Japan and the Republic of Azerbaijan,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude a Convention for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Convention for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

Article 1
PERSONS COVERED

1.　This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2.　For the purposes of this Convention, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State.

3.　This Convention shall not affect the taxation, by a Contracting State, of its residents except with respect to the benefits granted under paragraph 3 of Article 7, paragraph 2 of Article 9 and Articles 19, 20, 23, 24, 25 and 28.